

共通到達度確認試験(仮称)の基本設計について

1. 検討の必要性

平成25年7月の政府の閣僚会議決定に基づき、

『文部科学省において、中教審の審議を踏まえ、法学未修者の教育の質の保証の観点から法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして、「共通到達度確認試験(仮称)」の早期実現を目指すとともに、これを既修者にも活用できるものとしての基本設計・実施について、2年以内に検討を行う』ことが決定され、その検討に着手

2. 基本設計

確認試験(仮称)については、**教育の質の保証**の観点から、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に**進級判定を行う仕組み**として、

- **教育課程で学修した内容**に関し、その**進級時に学生の到達度等を確認**し、その後の学修・進路指導や進級判定等に活用、
- 学生が全国規模の比較の中で**自らの学修到達度を把握**することを通じ、その後の学修の進め方の判断材料として

を目的に、概ね以下のような基本設計となっており、今後は、試行の実施等を通じて、更に検討を進める予定。

(時期、対象者及び試験科目)

実施時期	対象者	試験科目
1年次の学年末	法学未修者1年次在籍者	憲法・民法・刑法(共通科目)
2年次の学年末	法学未修者2年次在籍者 法学既修者1年次在籍者	憲法・民法・刑法(共通科目) その他の科目 (民事訴訟法、刑事訴訟法、商法、行政法)

(その他実施に必要な事項)

- 確認試験の実施・位置付け、難易度、試験方法などの具体化は、**今後試行による検証作業を通じて修正・変更**
- 確認試験と司法試験との関係は、法科大学院の学修が過度に知識偏重とならぬよう留意しつつ、今後、**法務省など関係省庁とも連携しながら検討・調整**

共通到達度確認試験（仮称）試行試験の準備状況について

共通到達度確認試験（仮称）（以下「確認試験」という。）については、昨年10月に取りまとめられた中教審大学分科会法科大学院特別委員会の提言等を受けて、現在、文部科学省において、導入に向けた準備作業に着手・推進しているところであり、まずは本年度の試行については概ね以下のような形で実施することを予定している。

（実施体制）

本年度は、文部科学省の委託事業を受託した東京大学を中核に、京都大学及び一橋大学の参画を得て、試行試験を実施することを予定。

（試験実施の予定時期）

平成27年3月中旬を目途に調整。

（試験科目・試験方式）

- 「憲法」「民法」及び「刑法」の3科目を対象に実施予定。
- マークシート方式（全て短答式）により実施予定。
- 憲法及び刑法については各30問、民法については45問程度を予定。

（対象校・対象学生）

- 上記3大学とともに、参加希望の法科大学院を加えて実施予定。
- 法学未修者1年次生を対象。

（試行試験の結果分析）

試行試験の実施結果を踏まえ、共通到達度確認試験（仮称）で判定すべき学修到達度の水準、試験問題の内容や難易度、試験結果を学修指導・進路指導に活用する方法等について検証を実施する予定。

共通到達度確認試験システムの構築に関する調査検討会議の設置について

平成 27 年 1 月 15 日

高等教育局長決定

1. 趣旨

法科大学院教育の質保証を更に促進する観点から、①法科大学院の教育課程において学修した内容に関し、各法科大学院が進級時に学生の到達度等を確認し、その後の学修・進路指導や進級判定等に活用するとともに、②学生が全国規模の比較の中で自らの学修到達度を把握することを通じ、その後の学修の進め方等の判断材料として活用することを目的とする「共通到達度確認試験（仮称）（以下「確認試験」という。）」の本格実施に向けて必要となる調査検討を行うため、「共通到達度確認試験システムの構築に関する調査検討会議（以下、「検討会議」という。）」を設ける。

2. 検討事項

- (1) 確認試験の実施に向けた基本設計の改訂
- (2) 確認試験に関する試行試験（以下、「試行試験」）の在り方
- (3) 試行試験の実施状況のフォローアップ
- (4) その他必要事項

3. 実施方法

- (1) 検討会議は、別紙に掲げる委員により構成する。
- (2) 必要に応じ、別紙の委員に加えて、他の有識者を参画させることができる。

4. 委嘱期間

委員の委嘱期間は、設置の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

5. その他

- (1) 検討会議に関する庶務は、高等教育局専門教育課専門職大学院室において処理する。
- (2) その他検討会議の運営に関する事項は、必要に応じ検討会議に諮って定める。

共通到達度確認試験システムの構築に関する調査検討会議
委員名簿

磯村保	早稲田大学大学院法務研究科教授
大貫裕之	中央大学大学院法務研究科教授
笠井正俊	京都大学大学院法学研究科教授
片山直也	慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）委員長・教授
佐伯仁志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
酒井圭	弁護士
宍戸常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
西山卓爾	法務省大臣官房司法法制部司法法制課長・内閣官房法曹養成制度改革推進室副室長
日吉由美子	弁護士
村田涉	司法研修所教官
山本和彦	一橋大学大学院法学研究科教授

(計11名)

共通到達度確認試験(仮称)試行試験の実施に向けた体制

- 法曹養成制度関係閣僚会議決定(平成25年7月16日)において、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして、「共通到達度確認試験(仮称)」の早期実現を目指すこととされた。
- これを受け、文部科学省では中教審法科大学院特別委員会の下にワーキング・グループを設け、基本設計を提示(平成25年11月22日)したところ。
- 現在、文部科学省では、法科大学院と連携しつつ、共通到達度確認試験システムの構築に向けて、以下の体制で検討を進めているところである。

文部科学省

共通到達度確認試験システムの構築に関する調査検討会議

(27.1.15 高等教育局長決定)

- 法科大学院が実施する試行試験の結果を踏まえた基本設計の改訂
- 試行試験の在り方に関する検討
- 試行試験の実施状況のフォローアップ

など

相互に連携

法科大学院

基本設計に基づく試行試験の実施

(平成26年度は文部科学省委託費により実施)

- 試行試験の実施方針の作成
- 試行試験問題の作成
- 試行試験の実施、採点及び結果の分析

など

※ 本調査検討会議の検討状況を踏まえつつ、必要に応じ、関係省庁等とも連携。